

角田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 29,713	千円 12,682,550	千円 365,539	千円 2,384,325	% 18.8	% 17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

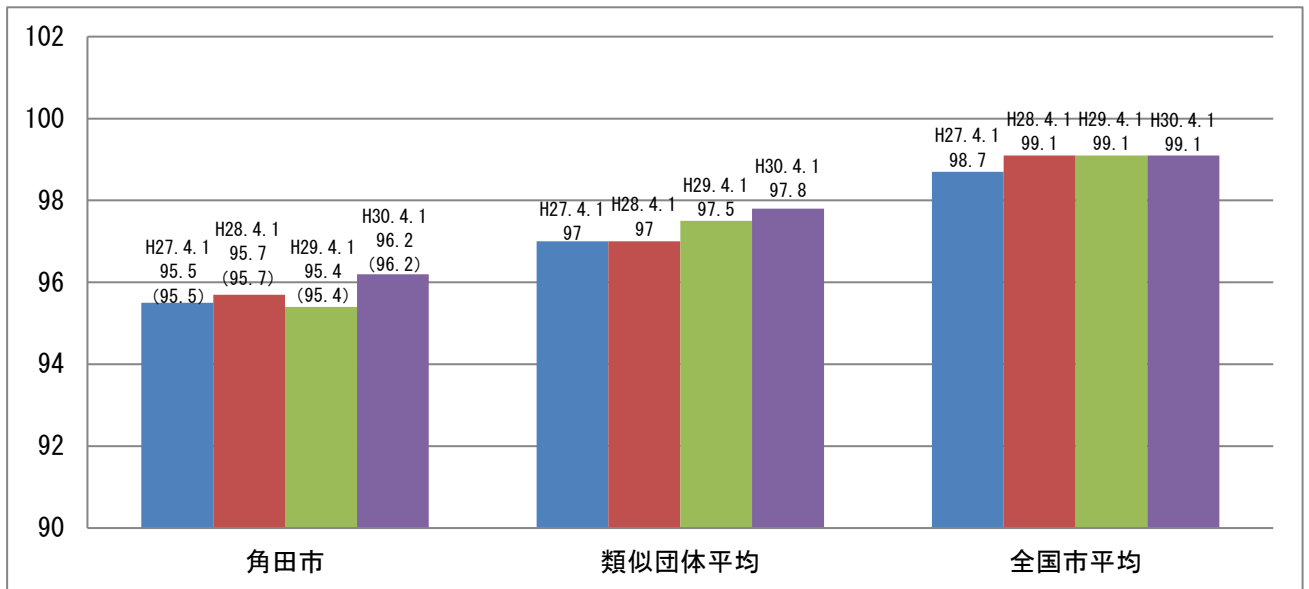
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 243	千円 882,380	千円 158,570	千円 342,773	千円 1,383,723	千円 5,694	千円 5,762

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

労務職給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(内容) 国と同様に見直しを実施。

支給該当地域に勤務した場合、その支給割合に応じて支給。

(平成27年4月1日実施)

③その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

平成27年4月1日より角田市独自に管理職手当を10%減額支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	39.10歳	297,600円	356,811円	320,956円
宮城県	42.2歳	320,093円	405,493円	355,359円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.1歳	315,170円	373,014円	343,420円

② 技能労務職

区分	公務員				平均給与月額 (国比較ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	
角田市	50.6歳	9人	268,100円	321,211円	287,778円
宮城県	51.9歳	173人	321,660円	353,467円	348,230円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—円	328,637円
類似団体	51.3歳	18人	299,735円	328,925円	312,342円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分		角田市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	187,100円	179,200円
	高校卒	147,100円	152,600円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	150,300円	144,500円
	中学卒	128,900円	133,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,582円	—	336,900円
	高校卒	227,950円	259,750円	313,800円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

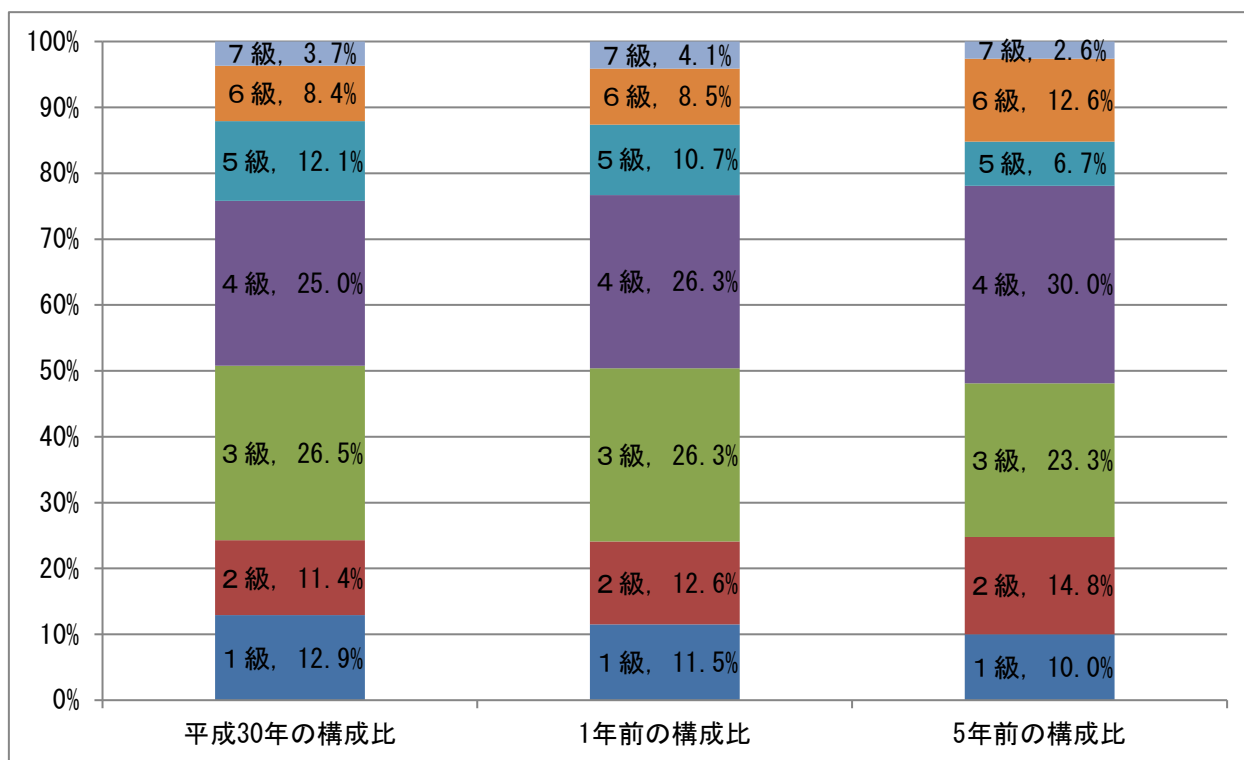
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

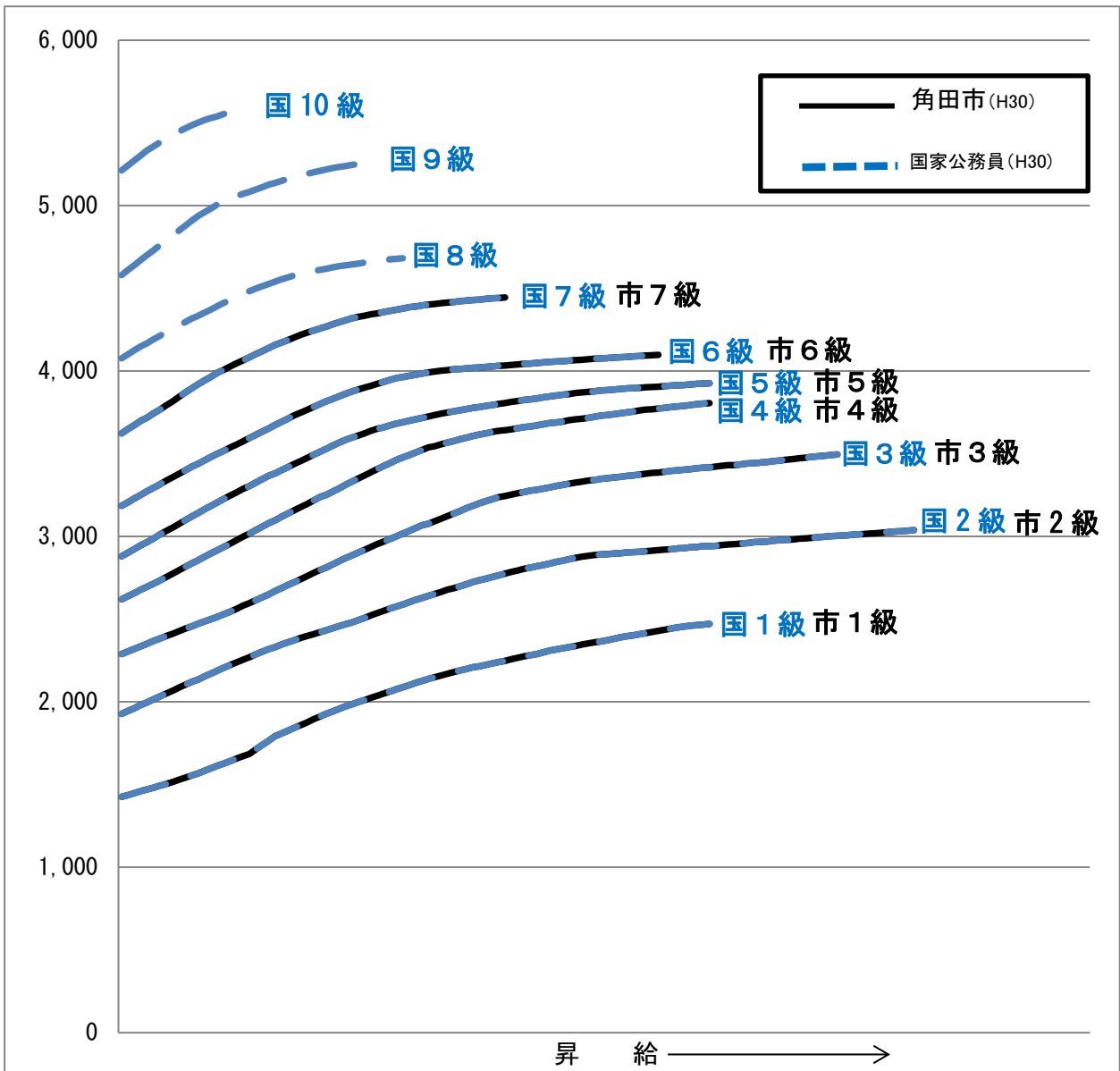
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	35人	12.9%	142,600円	247,100円
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(主事、技師)	31人	11.4%	192,700円	303,800円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	72人	26.5%	228,900円	349,600円
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹、副主幹)	68人	25.0%	262,000円	380,600円
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	33人	12.1%	288,000円	392,600円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部次長、課長、参事)	23人	8.4%	318,500円	409,800円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部長、会計管理者)	10人	3.7%	362,300円	444,500円

(注) 1 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 30 年 4 月 1 日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 33 年度		平成 33 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,411千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,756千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成33年度		平成33年度	

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

角 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	最高限度額	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	17,100千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度決算)		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
宮城県のうち多賀城市	10%	0 人	10%
宮城県のうち仙台市・富谷市	6%	0 人	6%
宮城県のうち名取市・利府町	3%	0 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			96.2% (96.2%)

(4) 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (29 年度決算)		— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29 年度)		0.0%		
手当の種類 (手当数)		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29 年度決算)	左記職員に対する支給単 価
防疫業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、伝染病に係る患者の救護作業 ・ 感染症の病原体の処理作業 ・ 在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導 ・ 伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務 	—	日額 500 円
不快業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行旅病死人等の取扱い (外勤) 等の業務 ・ 行旅病の取扱い (外勤) 等の業務 ・ 行旅病死人等の收容等の作業に使用した資材等処理作業 ・ 非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業 	—	1 件当たり 1,000 円 1 件当たり 500 円 1 件当たり 250 円 1 件当たり 250 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度決算)	84,187 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)	346 千円
支給実績 (28 年度決算)	86,002 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (28 年度決算)	352 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29 年度決算)」及び「支給実績 (28 年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500 円 2 子 1 人につき 10,000 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	23,293 千円	221,838 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000 円 2 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	16,564 千円	290,596 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度 55,000 円 2 普通自動車等の使用者 7. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 月額 2,000 円 ~ 31,600 円 4. 普通自動車の使用者 使用距離により 月額 2,200 円 ~ 33,000 円	一部異なる	2 についての使用距離区分	11,908 千円	77,324 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部長級 88,500 円 ・ 理事職 77,400 円 ・ 部次長級 72,700 円 ・ 課長級 62,300 円 ・ 参事級 51,900 円 ・ 保育所長等 49,600 円 ・ 保育所長補佐 46,300 円 ※上記より 10%減額して支給。	異なる	支給額	22,229 千円	740,966 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額 30,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ月額 8,000 円～70,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ	—	159 千円	14,420 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000 円～8,000 円 ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 3,000 円～4,000 円	同じ	—	229 千円	11,450 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当、 新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当 を含む。)	災害応急対策または災害復旧のため 国または他の地方公共団体から 派遣された職員が、住所または居所 を離れて、市の区域に滞在する場合 滞在する日1日につき 3,970円～6,620円 (滞在期間、施設の利用区分により)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市区町村長	740,800円 (926,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 430,000円	
	副市町村長	622,200円 (732,000円)	804,000円 / 512,000円	
報酬	議長	448,000円	528,000円 / 327,000円	
	副議長	377,000円	462,000円 / 279,000円	
	議員	353,000円	431,000円 / 259,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(29年度支給割合) 3.30月分 3.30月分		
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 3.30月分 3.30月分 3.30月分		
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 926,000円×在職月数×0.44 732,000円×在職月数×0.26	(1期の手当額) 19,557,120円 9,135,360円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

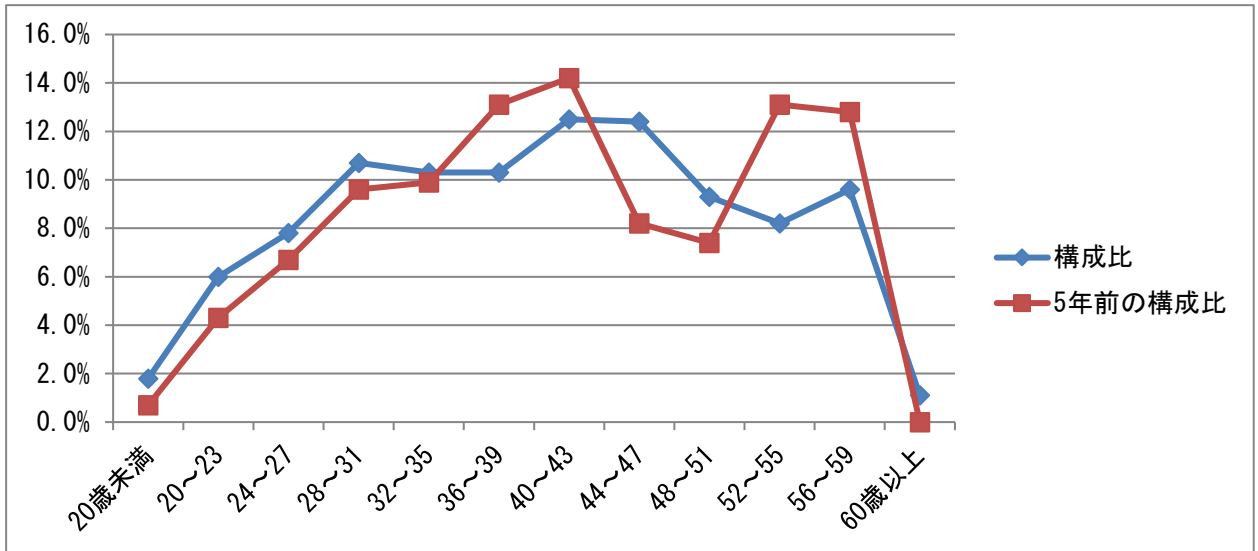
(各年4月1日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 29 年	平成 30 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		
		総 務	70	71	1	再任用職員を正職員へ
		税 務	14	14		
		民 生	47	44	△3	欠員不補充による減
		衛 生	21	22	1	欠員補充による増
		農 林 水 産	18	19	1	業務量の増
		商 工	12	14	2	道の駅整備室員による増
		土 木	20	19	△1	課統合による減
		計	206	207	1	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 71.00人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 63.28人)
		教 育 部 門	37	39	2	業務量の増
	小 計	243	246	3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 84.38人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 82.04人)	
公営企業等会計部門	病 院					
	水 道	10	11	1	業務量の増	
	下 水 道	7	7			
	そ の 他	18	17	△1	課統合による減	
	小 計	35	35			
合 計		278 [366]	281 [366]	3	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 94.79人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、定数条例の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	5人	17人	22人	30人	29人	29人	35人	35人	26人	23人	27人	3人	281人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	25年	26年	27年	28年	29年	30年	
一般行政	204	207	209	207	206	207	3 (1.5%)
教育	41	41	37	37	37	39	▲2 (▲4.9%)
消防							
普通会計計	245	248	246	244	243	246	1 (0.4%)
公営企業等会計計	38	36	36	36	35	35	▲3 (▲7.9%)
総合計	283	284	282	280	278	281	▲2 (▲0.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給 与費比率 B/A	(参考) 28 年度の総費用に占める 職員給与費比率
29 年度	千円 955,161	千円 18,200	千円 81,599	% 8.5	% 7.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 8,060 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考)水道事業に おける市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29 年度	人 11	千円 44,448	千円 7,108	千円 17,539	千円 69,095	千円 6,281	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 30 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

平成 27 年 4 月 1 日より角田市独自に管理職手当を 10%減額支給。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
角田市	50.5 歳	336,729 円	523,446 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事業者	— 歳		— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市			角田市（一般行政職）		
1 人当たり平均支給額（29 年度）		1,594 千円	1 人当たり平均支給額（29 年度）		1,411 千円
(29 年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	(29 年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.80 月分		2.60 月分	1.80 月分
	(1.45) 月分	(0.85) 月分		(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役職加算 5%~15%			・ 役職加算 5%~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1 人当たり平均支給額 — 千円			1 人当たり平均支給額 17,100 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
多賀城市	10%	0 人	10%
仙台市・富谷町	6%	0 人	6%
名取市・利府町	3%	0 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（29 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29 年度）		—	
手当の種類（手当数）		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（29 年度決算）	3,385 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	376 千円
支給実績（28 年度決算）	1,620 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（28 年度決算）	203 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29 年度決算）」及び「支給実績（28 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (29 年度決算)
扶養手当	1 配偶者及び父母等 6,500 円 2 子 1 人につき 10,000 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同じ	—	994 千円	198,800 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃－12,000 円 2 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 (家賃－23,000 円) × 1/2 + 11,000 円で 27,000 円を限度	同じ	—	636 千円	318,000 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度 55,000 円 2 普通自動車等の使用者 7. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 月額 2,000 円～31,600 円 4. 普通自動車の使用者 使用距離により 月額 2,200 円～33,000 円	一部異なる	2 についての 使用距離区分	743 千円	92,863 円
管理職手当	・ 部長級 88,500 円 ・ 理事職 77,400 円 ・ 部次長級 72,700 円 ・ 課長級 62,300 円 ・ 参事級 51,900 円 ・ 保育所長等 49,600 円 ・ 保育所長補佐 46,300 円 ※上記より 10%減額して支給。	異なる	支給額	1,350 千円	674,865 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額 30,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ月額 8,000 円～70,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000 円～8,000 円 ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 3,000 円～4,000 円	同じ	—	—	—